

東海市週休2日工事实施要領

(目的)

第1条 本実施要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、週休2日工事を実施する。なお、当面の間、発注時は「月単位の週休2日」を指定することとするが、受注者は本取組の趣旨を踏まえ、「完全週休2日」の取得を目指すものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

土木工事：愛知県積算基準及び歩掛表【土木編】を適用する工事

休工：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

祝日：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

工事完了日：完了届提出日

(対象工事等)

第3条 東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業の発注工事で、令和7年4月1日以降に新規に契約する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) その他、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

2 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、別に定める「東海市建築工事における週休2日制工事实施要領（以下「建築工事实施要領」という。）」により行う。

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（参考1）～（参考3）によることとする。

- (1) 完全週休2日（参考1）

完全週休 2 日とは、対象期間（第 5 条）内において「土曜日」「日曜日」「祝日」を基本の休工対象日とすることをいう。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。

(2) 月単位の週休 2 日（参考 2）

月単位の週休 2 日とは、対象期間（第 5 条）内のすべての月ごとにおいて休工率（休工日数/対象期間日数）が 28.5%（4 週 8 休）以上であることをいう。

(3) 通期の週休 2 日（参考 3）

週休 2 日とは、対象期間（第 5 条）内において休工率（休工日数/対象期間日数）が 28.5%（4 週 8 休）以上であることをいう。

（対象期間）

第 5 条 対象期間は契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3 日間）
- (4) 年末年始休暇（6 日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週 6 日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（週休 2 日の取得に要する費用の計上）

第 6 条 積算における経費の補正については、次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「月単位の週休 2 日」の補正係数を適用する。
- (2) 「月単位の週休 2 日」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想

定される業務の労務費については、補正の対象としない。

補正係数表

休工状況の 適用区分	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上) ※	通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日未 満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費 (賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00

※当初設計時適用補正係数

- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙 1 による
 - (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙 2 による
 - (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙 3 による
- (取組内容)

第 7 条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の（施工条件の明示）において、以下のことを明示する。
 - ・ 本要領の対象工事であるか否か
 - ・ 週休 2 日を実施しない工事の場合はその理由
 - ・ 対象工事の場合で、第 5 条(7)に該当する週休 2 日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休 2 日)」を追記する。
- (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- (4) 対象工事の受注者は、毎月 5 日までに工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (5) 受注者は月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (6) 発注者が週休 2 日工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 対象工事の受注者は、通期の週休 2 日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によ

らず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日工事

完全週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「社会性等 地域への貢献等」において評価する。

(2) 月単位の週休2日工事

評価しない。

(3) 通期の週休2日工事

評価しない。

2 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等」の項目において、2点減点する。

(取組証の発行)

第9条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」(様式1)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証は発行しない。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

様式 1

年（ 年） 月 日

名 称

代表者 様

東海市長 印

週休 2 日工事取組証

工事名		
本工事の業種		
最終契約金額 ※ 1	金	円
引渡し年月日 ※ 2		
週休 2 日の形式 ※ 3	☐	完全週休 2 日工事
	☐	月単位の週休 2 日工事

※ 1 最終契約金額 1 千万円未満の工事は取組証発行対象外

※ 2 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

※ 3 該当する形式に「○」を記載

週休 2 日工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

週休 2 日工事における土木工事標準単価の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業者	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業者	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業者	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業者	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業者	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業者	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名 称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設 及び支管取 付工	1.01	1.02